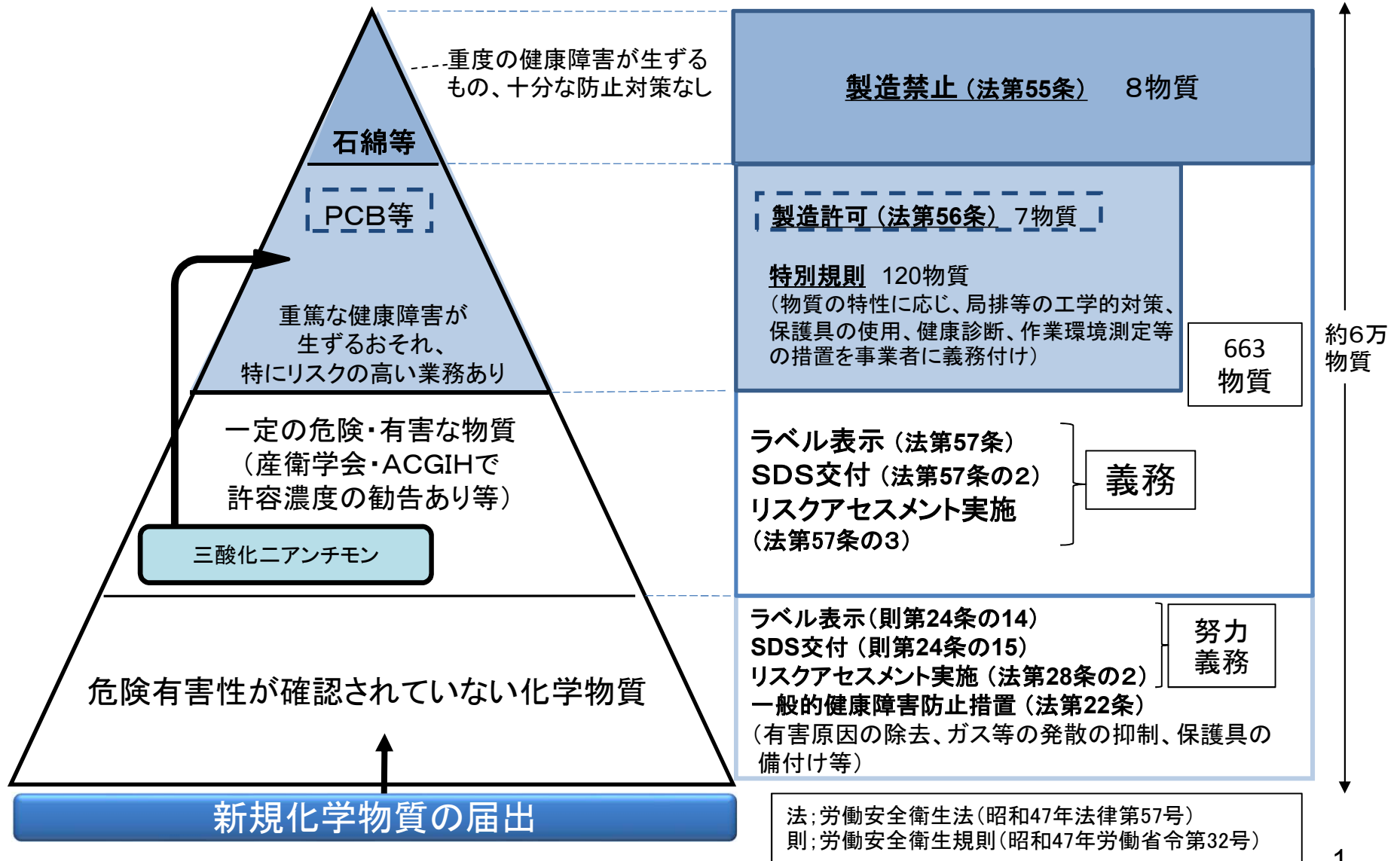


三酸化ニアンチモンに関する規制強化等

三酸化ニアンチモンを特定化学物質(管理第2類物質)に追加し、作業環境測定の実施、発散抑制措置、特殊健康診断の実施等を義務付ける



三酸化ニアンチモンに係る有識者検討会における検討結果(概要)

三酸化ニアンチモンの個人ばく露値及び統計的推計値が二次評価値を超えており、リスクは高いと判断、職業がんの予防の観点から、「管理第2類物質」に指定し、**作業環境測定の実施、発散抑制措置、特殊健康診断の実施等を義務付けることが必要である。なお、特殊な管理を要する作業、適用除外作業がある。**

対象物質の性質等

物質名	事業場数* ¹	用途の例	性状と有害性
三酸化ニアンチモン	(平成23年度) 360事業場	各種樹脂、ビニル電線、帆布、繊維、塗料等の難燃助剤、高級ガラス清澄剤、ほうろう、吐酒石、合成触媒、顔料	・ 白色の結晶性粉末 ・ 沸点 1550℃、融点 656℃、密度 5.2/5.7(結晶構造により異なる)g/cm³ ・ 水溶解性 0.0014g/100ml(30℃)、蒸気圧130Pa(574℃) ・ IARC*²による発がん性分類 2B(ヒトに対して発がんの可能性はある)

リスク評価報告書

「化学物質のリスク評価検討会報告書」(平成27年8月12日発表)

個人ばく露の測定結果が二次評価値を上回っており、さらに、ばらつきを考慮した区間推定についても、二次評価値を超えていたことから、適切なばく露防止対策が講じられていない状況では、労働者の健康障害のリスクは高いと考えられるため、制度的対応を念頭に置いてばく露リスク低減のための健康障害防止措置の検討を行うべきである。

必要な措置の検討結果

「化学物質による労働者の健康障害防止措置に係る検討会報告書」(平成28年10月18日発表)

三酸化ニアンチモン及び三酸化ニアンチモンを含有する製剤その他の物を特化則の「管理第2類物質」に指定し、事業者に対して、これらを製造し、又は取り扱う作業については、発散抑制措置、作業環境測定の実施、特殊健康診断の実施等を義務付けることが必要である。ただし、三酸化ニアンチモンの製造炉等に付着した物(鑄付き等)のかき落とし作業及び製造炉からの湯出し作業(滓取り、ノロ除去等)は特殊な作業等の管理が必要である。また、三酸化ニアンチモンはヒトに対して発がん性の可能性があることを勘案し、特化則の特別管理物質に指定し、作業の記録の保存(30年間)等を義務付けることが必要である。なお、樹脂等で固化化されることにより粉じんの発散するおそれがない三酸化ニアンチモンを取り扱う作業においては、ばく露リスクが低いことが認められたため、措置の対象から除外しても差し支えない。

*1 有害物ばく露作業報告のあった数(対象物質の取扱量が500kg以上)

*2 IARC:国際がん研究機関の略称。2B以外の分類は、以下のとおり。

1(発がん性がある)、2A(おそらく発がん性がある)、3(発がん性について分類できない)、4(おそらく発がん性はない)

労働安全衛生法施行令及び特定化学物質障害予防規則等の改正案の概要

改正の趣旨

三酸化ニアンチモンについて、国が行う「化学物質による労働者の健康障害防止に係るリスク評価」を行ったところ、リスクが高く規制が必要であるとの結論となったことから、必要な改正を行うもの。

改正の内容

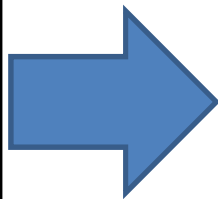
次の物質を措置対象物質に追加。主要な措置は下記のとおり。

物質名	三酸化ニアンチモン
政令	◆ 特定化学物質(第2類物質)に追加 ➢ ①作業主任者の選任、②作業環境測定の実施及び③特殊健康診断の実施の義務付け ◆ 配置転換後の特殊健康診断を行うべき有害な業務に追加 等
特化則	◆ 物質の類型として、「特定化学物質(第2類物質)」のうち、「管理第2類物質」に追加 ※「樹脂等により固形化された物を取り扱う業務」については特化則の適用を除外 ➢ 局所排気装置の設置、容器の使用、作業・貯蔵場所への関係者以外の立ち入り禁止、洗浄設備の設置、緊急時の医師による診察・処置、保護具の備付け等の義務付け ◆ 作業主任者は、特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習の修了者から選任 ◆ 特殊健康診断(配置転換後のものを含む。)の項目を設定 ◆ 作業環境測定結果、健康診断結果、作業記録等の30年保存等の義務付け(=「特別管理物質」に追加) ◆ 三酸化ニアンチモンの製造、取扱作業における、<u>特殊な作業の管理</u>を規定

施行期日等

- ・ 平成29年6月1日施行(予定) ※ ただし、一部の規定については必要な経過措置を定める。

◆措置検討の結果と措置内容(特殊な作業の管理)

- ・製造炉に付着した物(鑄付き等)のかき落とし作業
 - ・製造炉からの湯出し作業(滓取り、ノロ除去等)
- 

以下の措置を講じた場合には、局所排気装置等の設置を要しない。

- 全体換気装置(除じん装置付設)を設置し、有効に稼働
- 労働者に有効な呼吸用保護具及び粉じんの付着しにくい作業衣又は保護衣を使用させること
- 左記の作業を行う場所に当該作業に従事する労働者以外の労働者(有効な呼吸用保護具及び粉じんの付着しにくい作業衣又は保護衣を使用した労働者を除く。)の立入禁止及びその旨の掲示

左記の作業を行う作業場は、作業環境測定の実施除外とする(上記の措置を講じた場合に限る。)

◆措置検討の結果と措置内容(特殊な作業の管理) (つづき)

発じん、2次発じんの防止

- 床、窓枠、棚等は、水洗、超高性能フィルター付き真空掃除機等により容易に掃除できる構造
- 毎日一回以上粉じんの飛散しない方法により掃除
- 使用した器具、工具、呼吸用保護具、作業衣等は、付着した三酸化ニアンチモンを除去しなければ、作業場外に持ち出し不可

粉状のものを湿潤な状態(スラリー化したもの、溶媒に溶解したもの)にして取り扱う場合

- 密閉化、局所排気装置、プッシュプル型換気装置等の設置は必ずしも必要としない(作業環境測定、特殊健康診断等は必要。)